什書寫

十七巻之内

四

文明明應

859
89

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89　　ガラス使用

859-89

福原左近亟貞俊代　四　神貞俊

乃下之事　壬寅之内

其得百五十貫之内　東弘名

之事　未之名　海免六十代

二貫二百文也　為得之状如

件

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

文明十八年 うま ひのえ 十二月十二日

康俊 判

少輔次郎殿

参段百五十貫之内西名二町

右所去渡不之義也仍為後證状

如件

文明十九年 ひつし ひのと

二月一日

康俊 判

毛利少輔次郎殿

福原式部大輔廣俊一跡事雖次男
對弘元無余儀間此輔次郎元澄為
本領可有相續也仍執達如件

長享元年丁未
拾月十七日　弘元　御書判

福原大輔次郎殿

福原村之門河成事

六ヶ年間代々貴文壹百事宮之
切々ゝ之の有後不能除大俊
なとしする時其所有後日之

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89
ガラス使用

仍證状如件

延徳弐年庚戌九月廿三日　廣俊判

寺家公文

少輔治部殿

廣俊隠居之年竹原之内國延名給友名

坂近貞名合之内民部抱分八反除之分

南方給貞名倫阿重永半分小早之

神田一期之後者設安件間大事ニ為

少輔治部元澄進退候仍状如件

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89

ガラス使用

いしゝ十二月

山名

信豊 判

毛利福原殿

雖ふ如懈怠推乗也ゝ好之通申ゝ

乗ゝ御斟酌ゝ成大忠なるゝ好ゝ

より一篇蒙御扶持度ゝ好ゝ重宮ゝ

ゝ故ゝ在ゝ門ゝ公也蒙御ゝ書長谷ゝ

悉皆有ゝ御扶持ゝ如ゝ不ゝ有御意我ゝ

世ゝ御金ゝ成奉公ゝ次ゝ者ゝ成ゝ一ゝ屋ゝ

ゝ扶持仕ゝ之ゝ為ゝ湯庭ゝ

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89

ガラス使用

於御事人へまいらせ候不可思召出候為万一
申上之儀雖有違年之家御扶持以外可被
之旨申候者也
日本國中大小神祇殊者當國一宮嚴島兩社
八幡大菩薩別而家御罰可蒙者也仍状如件

渡邊源三郎
明應七年三月十六日　高　判
謹上　福原殿

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89
ガラス使用　挟み込み物

859
89

5944

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用